

5. 生物多様性の視点でとらえた世田谷の特徴と課題

(1) 世田谷の特徴

ここまで述べてきた世田谷の成り立ちや地形、みどりや生きものの現状などから、下段の図 2-15 整理の方法のように、「3つの地域性」と「生物多様性の4つの恵み」のそれぞれの視点で、世田谷の特長と問題点を整理し、次頁の図 2-16 整理の方法ごとの特長と問題点としてまとめました。

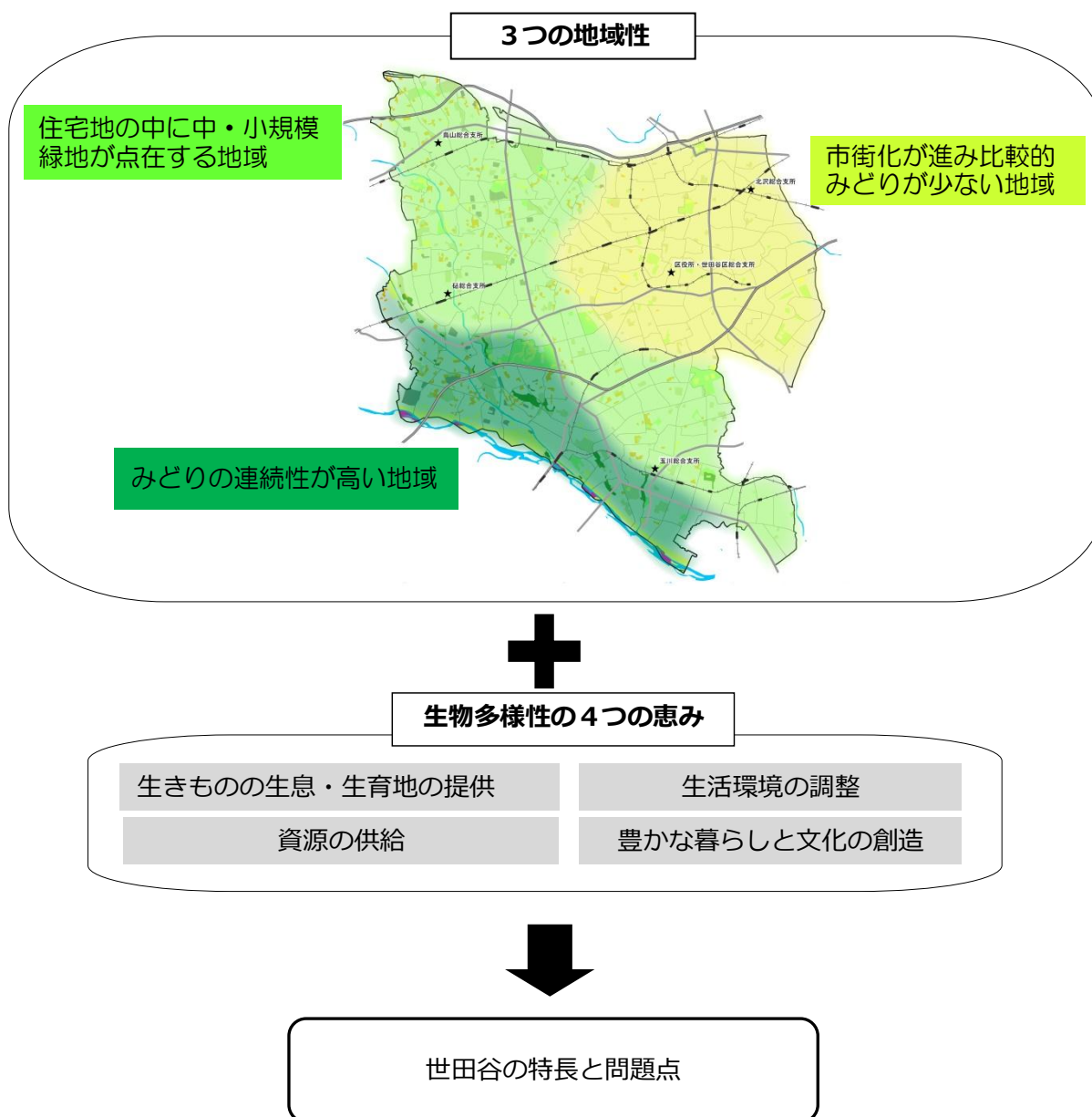


図 2-15 整理の方法

図 2-16 整理の方法ごとの特長と問題点

【世田谷全域】

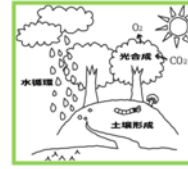
<特長>

- 大小様々な公園が多く存在
- 大小様々な河川や湧水の存在
- まとまりのあるみどりを特別緑地保全地区や特別保護区として保全
- 地形が多様

- 地域風景資産の選定、フィールドミュージアムの整備
- トラストボランティアによる身近な自然環境の保全・育成
- 教育機関、活動団体の存在
- 人口 89 万人のマンパワー
- (一財) 世田谷トラストまちづくりの存在

生物多様性の4つの恵み

- 生きものの生息・生育地の提供、● 生活環境の調整、● 資源の供給、● 豊かな暮らしと文化の創造、● その他



<問題点>

- 外来種の侵入機会の増加
- 外国産の園芸種等による在来種への影響
- 生きもの情報の不足
- 野生生物による生活被害

- ヒートアイランド現象の増加
- 文化を伝える人材の不足
- 文化財や歴史的景観の消失
- 生物多様性に関わる活動主体の減少
- 人口の多い住宅都市であり、一大消費地から生じる環境への負荷

【みどりの連続性が高い地域】

<特長>

- 国分寺崖線・多摩川、等々力溪谷などみどり豊かな環境の存在
- 屋敷林、社寺林などが点在
- 自然性の高い緑地を特別緑地保全地区や特別保護区として保全
- 生物多様性に関わる多くの活動団体が存在

【住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域】

<特長>

- みどり豊かな住宅地の存在
- 農地面積は 23 区内で 2 番目に多い
- 農地で生産される農産物は、野菜、果実、花き、植木など多品目

【住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域】

<特長>

- 大蔵大根などの世田谷の伝統品種の復活・継承
- 区民農園、農業体験農園、農業公園などの整備

【市街化が進み比較的みどりが少ない地域】

<特長>

- 企業や商店街等での小規模空間の緑化
- 建物の屋上・壁面の緑化
- 雨水貯留槽・透水性の整備



<問題点>

- 生きものの生息・生育環境の偏り
- 生きものの生息・生育環境の量と質の低下、生態系ネットワークの減少

<問題点>

- 農地や民有地のみどりなどの減少・消失全・防災機能の低下



<問題点>

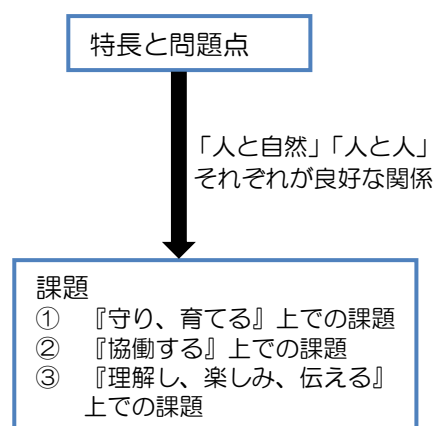
- 農地の減少による農作物の減少や環境保全・防災機能の低下

<問題点>

- 生態系ネットワークの機能低下
- 都市化による集中豪雨時の水害の増加
- みどりの減少による防災・減災機能の低下
- 自然とのふれあい機会の減少

(2) 世田谷の課題

世田谷の特長を活かし、問題点を解決するには、「人と自然」、「人と人」など、それぞれの関係が良いものでなければなりません。生物多様性の恵みを将来にわたって受けるためには、私たち人間が生物多様性を守り、育てる必要があります。そのためには、人と人が協働して、生物多様性を理解し、楽しみ、次代へ伝えることが重要です。そこで、これらの『守り、育てる』『協働する』『理解し、楽しみ、伝える』という3つの行動ごとに、前頁で掲げた問題点を踏まえて世田谷の生物多様性に関わる課題を抽出しました。



① 『守り、育てる』上での課題

- 世田谷の象徴である、国分寺崖線や多摩川、農地などを活かしていくためには、現在残されている草地や農地、樹林の減少を抑制し、みどりの質の向上を図る必要があります。
- 屋敷林や社寺林、みどり豊かな住宅地、大小様々な公園を活かしていくためには、みどりの連続性を高めて、生きものの移動を容易にする必要があります。
- 世田谷固有の生態系を守るため、生態系に影響を及ぼす外来種や人の暮らしに深刻な被害を及ぼす野生生物の増加を抑制する必要があります。

② 『協働する』上での課題

- 生物多様性に関わる多くの活動団体の役割を活かすためには、生物多様性の保全を担う主体の継続的な活動を支える必要があります。
- 生物多様性に関わる活動団体が持つ貴重で多様な情報を活かすためには、様々な情報を集積・管理し、効果的に活用する手段を考える必要があります。
- 多くの企業、活動団体、教育・研究機関の役割を活かすためには、生物多様性に関わる主体や活動の連携を図る必要があります。

③ 『理解し、楽しみ、伝える』上での課題

- みどり豊かで快適な世田谷での暮らしを継続するためには、誰もが生物多様性に支えられていることを理解する必要があります。
- 今ある生物多様性の恵みを将来へ引き継いでいくためには、次代を担う人材の育成、子どもたちへの環境教育を一層進める必要があります。
- 世田谷らしい文化や歴史的景観を継承するためには、生物多様性に支えられた文化や歴史的景観を保全する必要があります。

第3章 基本事項

1. 生きものつながる世田谷プランの役割

生きものつながる世田谷プランは、「生物多様性基本法」の第3条^{*1}で示される基本原則に従い、同法第13条^{*2}の「市町村の区域内における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」として策定するものです。

生きものつながる世田谷プランは、生物多様性国家戦略や東京都の「緑施策の新展開」を踏まえ、世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とし、都市整備方針や環境基本計画などの関連計画と連携を図るとともに、これらの計画では言及されていなかった生物多様性の視点を持って、より良い街づくりを戦略的に進めていくための計画です（図3-1）。

生物多様性の視点は、自然環境、農業、教育、文化など幅広い分野に関わります。世田谷の課題を生物多様性の視点でとらえ、この生きものつながる世田谷プランを拠り所として、様々な施策を横断的かつ計画的に実施していきます。また、2020年（平成32年）に開催される、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、生物多様性の視点を定着させ、国際都市東京の一翼を担うにふさわしい形で、当区の発展を目指します。

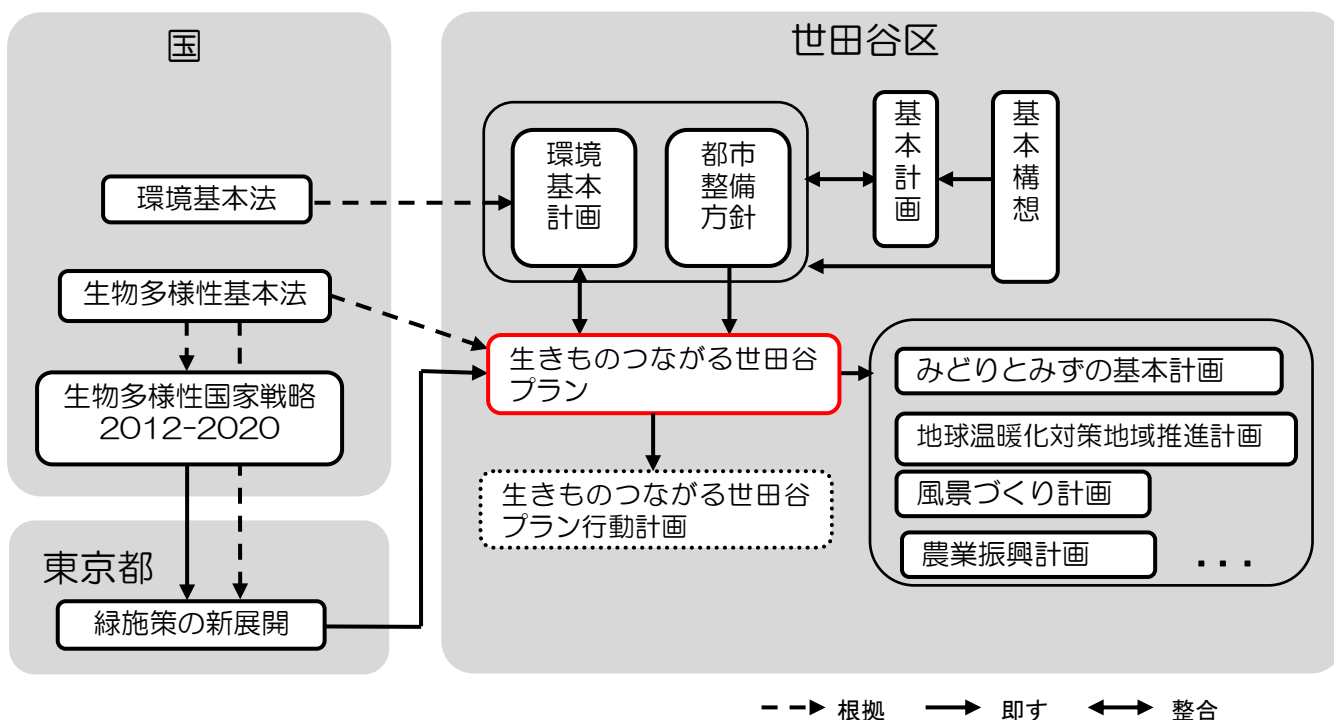


図3-1 生物多様性地域戦略と国・都の法律や計画との関係図

2. 対象区域

世田谷全域

3. 対象期間

対象期間：策定から 2032 年（平成 44 年）まで

2032 年（平成 44 年）は、みどりのみずの基本計画で目標としている区制 100 周年でもある「世田谷みどり 33」の目標年であり、計画期間は、2016 年（平成 28 年）策定から 16 年間になります。そこで、みどりのみずの基本計画と足並みをそろえ、対象期間内でも、社会的情勢の変化に応じて、随時必要な見直しを行います。

なお、対象期間後にも、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けられるよう取り組みを継続し、次代に引き継いでいきます。

※1 生物多様性基本法 第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることに鑑み、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

※2 生物多様性基本法 第十三条 都道府県および市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独でまたは共同して、当該都道府県または市町村の区域内における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

4. 理念

環境共生をリードする住宅都市として、区民との協働によって生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、豊かな地球環境の一部となる世田谷の地域環境を次代に伝えていきます。

- 住宅都市・世田谷で快適な暮らしを続けるために
世田谷での暮らしは、食料やエネルギーなどの多くを地方または外国に依存しています。そのため、区民の消費活動は世界中の生物多様性に影響を与え、また生物多様性の危機が我々の生活に大きく影響することを認識しなければなりません。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用のために
国分寺崖線、農地・屋敷林、公園・緑地などは、生きものの重要な生息・生育場所であり、区内外の生きものの移動経路となっています。これらの資源とその役割を再発見・再認識し、区民との協働により、いかにして保全し、持続可能な利用を進めていくかを考え、実行しなければなりません。
- 世田谷の地域環境を次代に伝えるために
自然や生きものに触れ合うことは、命の尊さを学び、豊かな感性を育むことができます。現役世代は、生物多様性の重要性を理解し、その恵みを楽しみ、次代を担う若者や子どもたちに資源と機会を残し、伝えていく責務があります。

5. 将来像

2032年（平成44年）

“みどり・生きもの・ひとがつながって、
生物多様性の恵みをみんなが実感し、大切にしている街・世田谷”

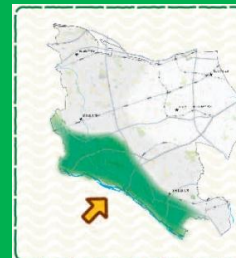
生物多様性は、樹林地、住宅地のみどりなど様々な生態系がつながりあって成り立っています。そのため、世田谷の中での身近なつながりと、世田谷を越えた広域のつながりが良好に保たれていることが重要になってきます。

これらの視点から、2032年（平成44年）の世田谷の将来像を、（1）3つの地域ごとの将来イメージ（①みどりの連続性が高い地域、②住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域、③市街化が進み比較的のみどりが少ない地域）と、（2）生きものネットワークの将来イメージ（①世田谷を越えた広域的な生きものネットワーク、②区内の身近な生きものネットワーク）に分けて描きました。

(1) 3つの地域ごとの将来イメージ

①みどりの連続性が高い地域「多摩川・国分寺崖線エリア」

- 国分寺崖線・多摩川のみどりとみずが保全され、生きもののネットワークが広がっています。
- 公園緑地では、区民協働の整備や維持管理・運営が進んでいて、生きものが保全されています。
- 多摩川周辺でのみどりや生きものの保全活動が盛んに行われ、生きものの観察・体験の場が広がっています。



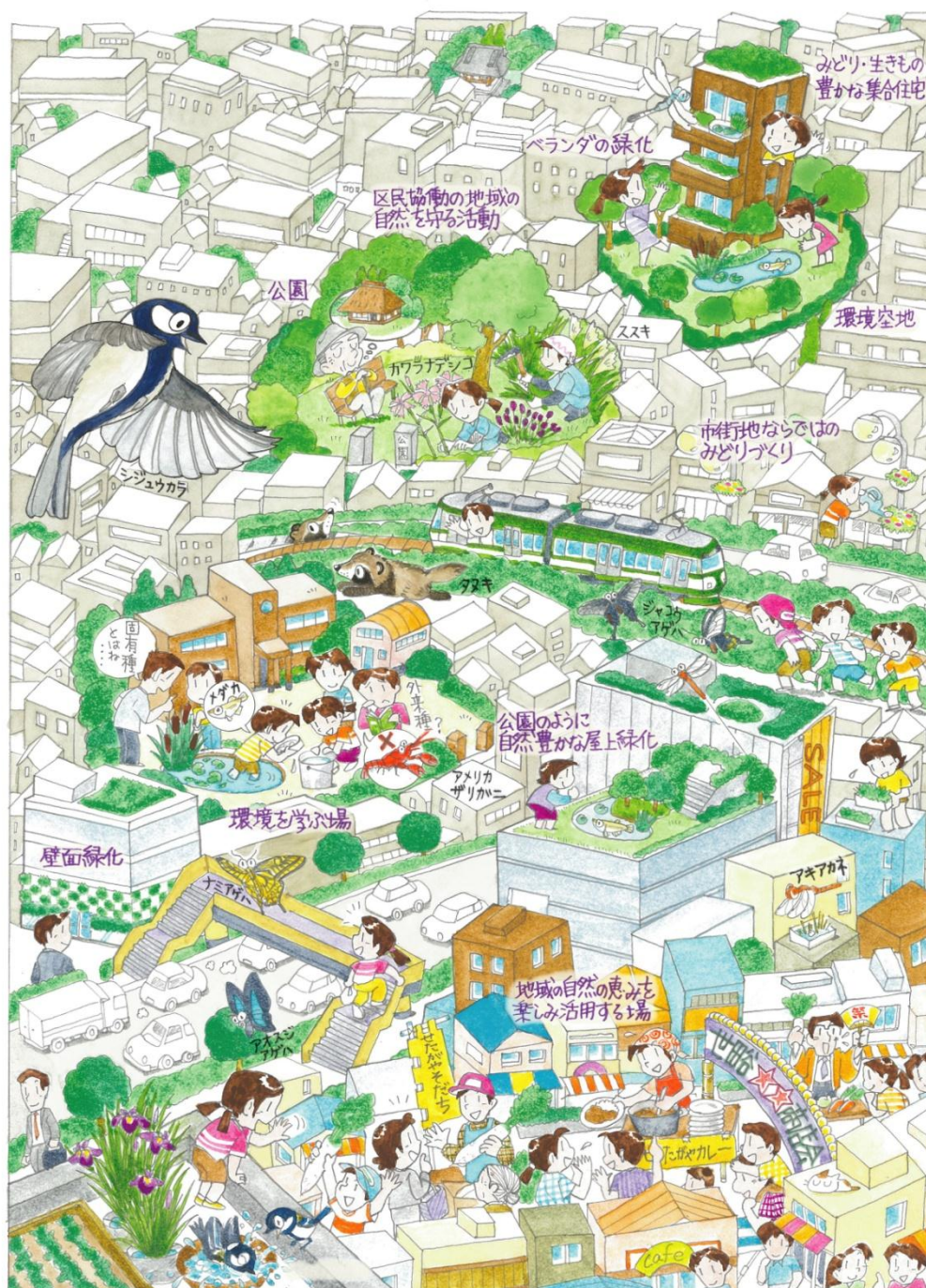
②住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域「住宅地エリア」

- 体験農園・区民農園や農業公園が増え、区民が農を生活に取り入れています。
- 住宅地に庭木、水鉢、プランターなど生きものを呼ぶ工夫がされています。
- 公園緑地や住宅のみどりには、区民の協働によって、在来種の緑化が行われています。



③市街化が進み比較的みどりが少ない地域「市街地エリア」

- 商店街などで「せたがやそだち」を使ったイベントが行われています。
- 建物の周辺や屋上・壁面にみどりとみずの空間がつくられ、生きものが集まっています。
- 市民緑地や小さな森において、区民協働による在来種の保全が行われています。



(2) 生きものネットワークのイメージ

① 広域的な生きものネットワーク

生きものの多くは、みどりやみずの生息・生育地を移動して暮らしています。生きものの生息・生育する環境は、区の南西部にある自然環境に恵まれた国分寺崖線や多摩川など、大小様々な公園緑地、住宅や学校のみどりがつながることによって、世田谷周辺の生田緑地、井の頭公園、武蔵野公園、明治神宮、新宿御苑、皇居などのみどりとみずに恵まれた緑地につながり、区境を越えて広域的な生きものネットワークとなります（図3-2、図3-3）。

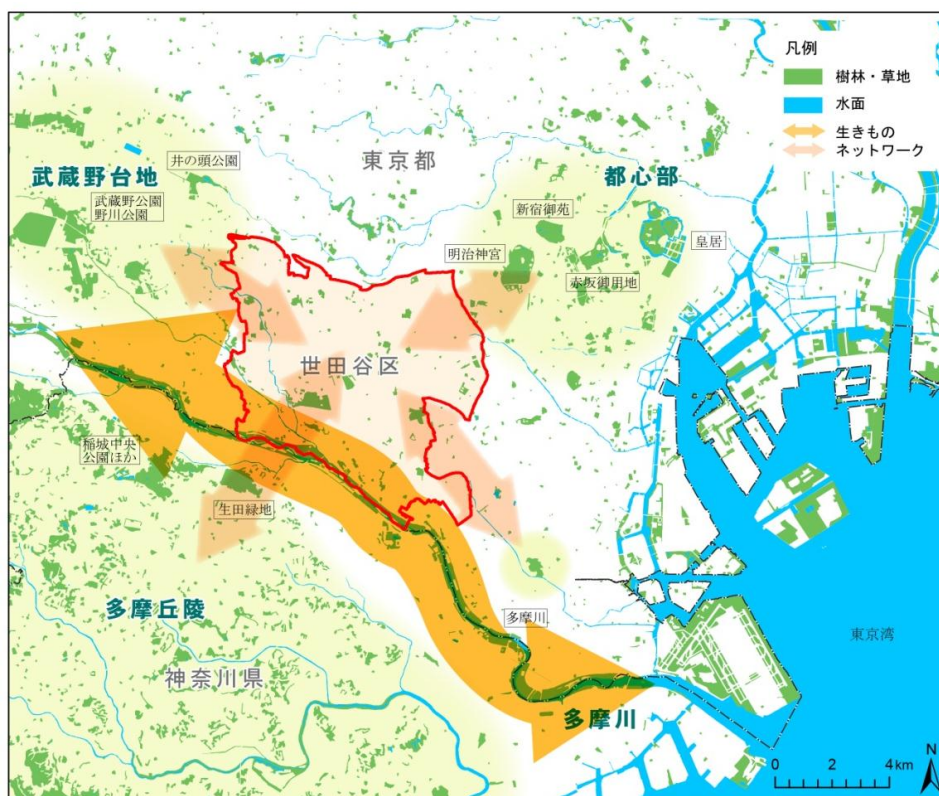


図3-2 世田谷とその周辺のネットワークのイメージ※1



図3-3 広域的な生きものの移動

※1 1/25,000 植生図「川崎」「荏田」「東京国際空港」「溝口」「東京南西部」「東京南部」「吉祥寺」「東京西部」「東京首都」GISデータ(環境省生物多様性センター)を使用し、世田谷区が作成・加工したものである。
(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)

②区内の生きものネットワーク

区内の生きものの生息・生育する環境は、みどりとみずの軸（国分寺崖線や多摩川）、みどりの軸（河川、水辺、緑道）、みどりの拠点（大規模公園やまとまりのあるみどり）、まちなかのみどり（宅地のみどりや中小規模公園）のそれぞれがつながることで、区内の生きものネットワークが形成されます（図3-4）。

例えば、鳥類は国分寺崖線の樹林や屋敷林、河川や池の間を、昆虫類は街路樹や庭木の草花の間を移動し、両生類は水辺の間を、爬虫類は草地の間を移動しています（図3-5）。

このような生きものの行動を踏まえ、生きものが豊富な国分寺崖線を起点に、植物や鳥、昆虫が区内に広がっていきけるよう、豊かな自然環境のつながりに配慮していきます。



図3-4 区内の生きものネットワーク

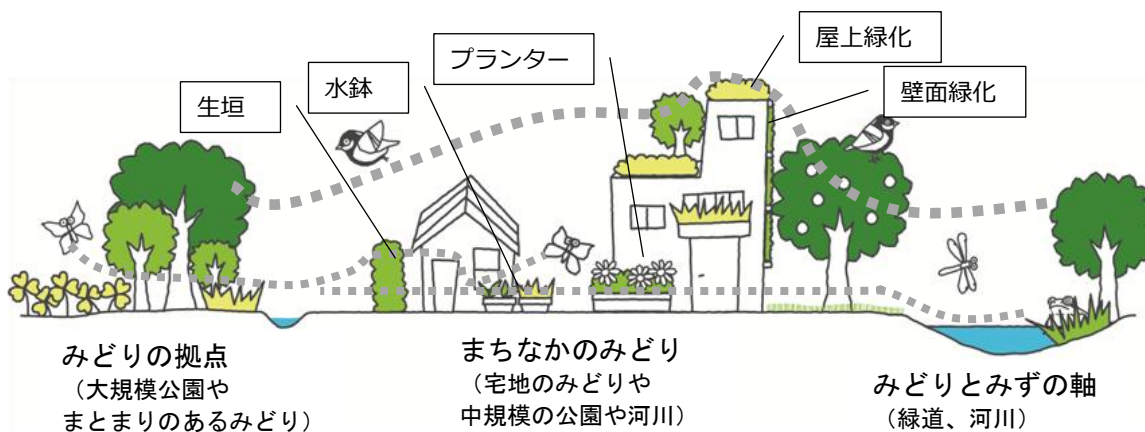
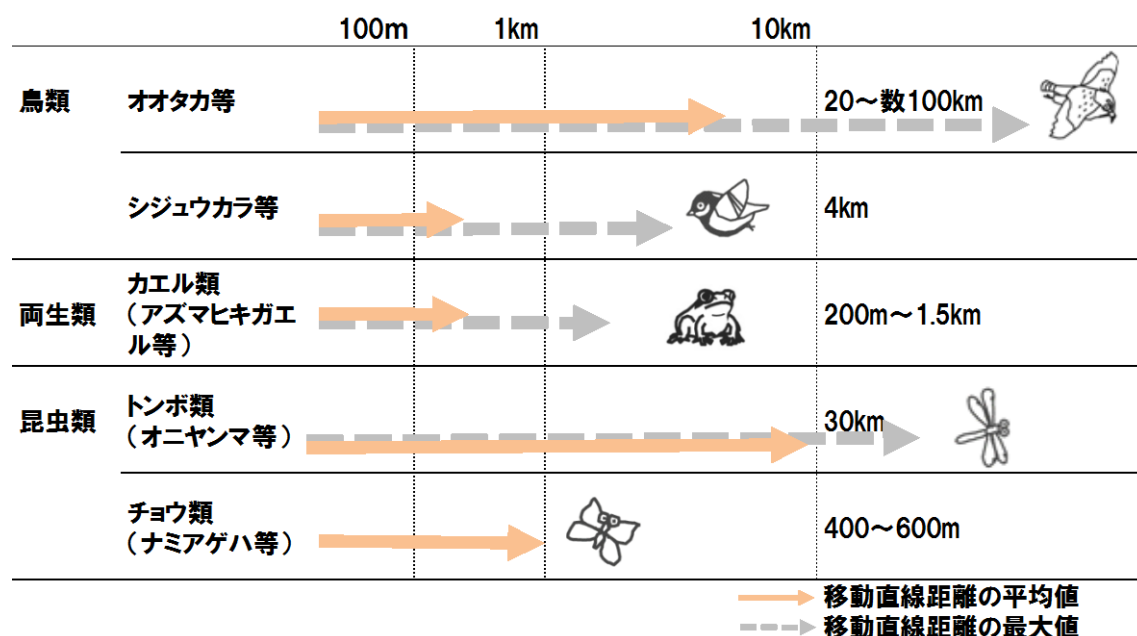


図 3-5 区内の身近な生きものの移動

コラム No.2 「生きものの移動距離^{*1}」

生きものは、餌をとるために動き回り、季節的に親元から周辺の生息地へ分散し、生息地を移動します。移動距離は、体のサイズが大きいほど移動距離が大きいことや、肉食動物のほうが草食動物よりも移動距離が大きいことなど、種の性格によって異なります。以下に示した図は、世田谷に生息する動物の移動距離を示しています。



^{*1} 都市域のエコロジカルネットワーク計画における動物の移動分散の距離に関する考察、徳江 義宏、大澤 啓志、今村 史子、日本緑化工学会誌、Vol37、1 - 206、2011.

6. 9つの目標

将来像を実現するために、世田谷の特徴と課題から、3つの柱と9つの目標を導き出し、目標ごとに、達成のための取り組みを体系づけます。



1. 生物多様性を「守り、育てる」

世田谷では、国分寺崖線や湧水の保全、みどりの創出に積極的に取り組んでいます。本プランにより、生物多様性に配慮したみどりの保全・再生、創出をより一層推進していきます。

《目標1》多様な生きものが生息・生育する場を保全する

《目標2》多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、
生きものネットワークを形成する

《目標3》外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める



2. 生物多様性のために「協働する」

生物多様性の保全には、生きものを守ることと同時に、地域の経済活動と生物多様性を育む自然環境が調和する地域づくりが必要です。そのため、行政、区民、事業者、教育機関等の多くの主体との連携・協働を推進します。

《目標4》生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する

《目標5》生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす

《目標6》生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える



3. 生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」

世田谷の文化や歴史に育まれた自然環境を次代へ継承するためには、様々な世代が世田谷の生物多様性を理解し、次代へ伝えることが重要です。生物多様性についての普及啓発や世田谷らしい地域資源を伝えていきます。

《目標7》多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

《目標8》将来にわたって恵みを享受し続けるための人材育成・教育の仕組みを整える

《目標9》生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する

第4章 取り組み

9つの目標を達成するため、様々な施策を再構築し、体系づけます。生物多様性の保全は、自然環境の保全だけでなく、多岐にわたるため、各分野に関係する様々な計画や施策と連携を図りながら進めていきます。

1. 取り組み主体

生物多様性の恵みを受ける8つの主体が、それぞれの役割を認識し、連携することによって実行力と継続性を持って取り組んでいきます。

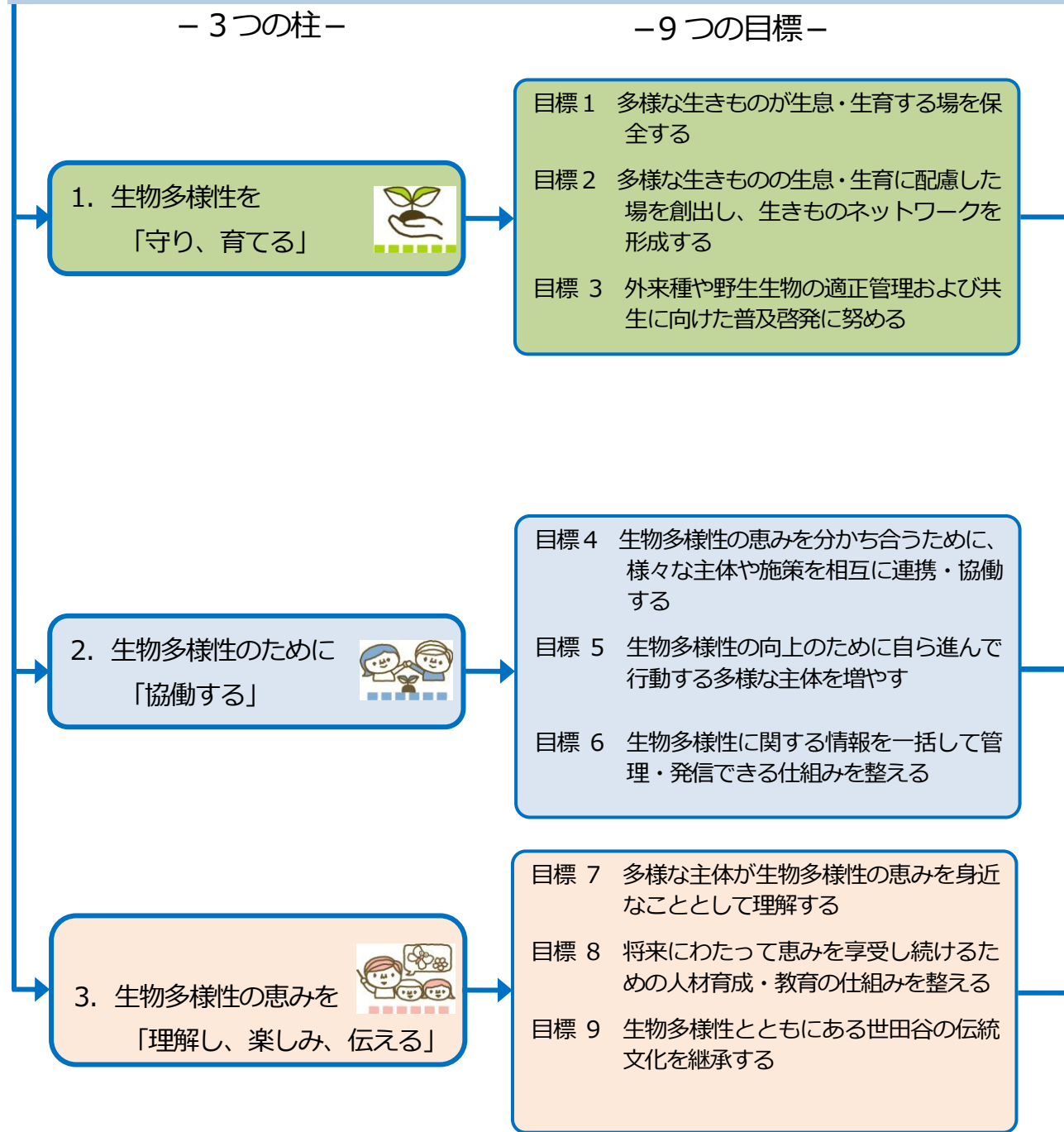


2. 取り組みの体系

将来像の実現に向かって、3つの柱ごとの9つの目標を達成するため、様々な施策を再構築し、取り組みを体系づけます。

個々の具体的な取り組み内容はP.53からP.70に示し、リーディングプロジェクトはP.71からP.75で示します。

理念：環境共生をリードする住宅都市として、区民の協働によって生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、豊かな地球環境の一部となる世田谷の地域環境を次代に伝えていきます。



- 取り組み -

9つの目標	取り組み方針	取り組み内容
目標1	取り組み方針 1-1. 国分寺崖線の保全	1-1-1. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進 1-1-2. 国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化
	取り組み方針 1-2. 景観の保全	1-2-1. 風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮
	取り組み方針 1-3. 河川・水辺の保全	1-3-1. 生物多様性に配慮した河川の管理 1-3-2. 建設時の地下水・湧水の保全指導
	取り組み方針 1-4. 農地の保全	1-4-1. 農地保全の取り組みの推進
	取り組み方針 1-5. 民有地・公共用地のみどりの保全	1-5-1. 諸制度を活用したみどりの保全 1-5-2. 生きものを守り増やすための基金などによる緑地の確保
目標2	取り組み方針 2-1. 河川・水辺のネットワークづくり	2-1-1. 河川、湧水などの水辺と周辺のみどりを活かしたビオトープづくり 2-1-2. 多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備
	取り組み方針 2-2. 公園緑地のネットワークづくり	2-2-1. 生物多様性に配慮した公園緑地の整備 2-2-2. 生物多様性に配慮した公園緑地の管理
	取り組み方針 2-3. 民有地・公共用地の生物生息空間づくり	2-3-1. 生物多様性に配慮した民有地の緑化推進 2-3-2. 生物多様性に配慮した建築計画などにもなう緑化の推進 2-3-3. 生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進
目標3	取り組み方針 3-1. 外来種や野生生物への対応	3-1-1. 世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施 3-1-2. 野生生物の適正管理、普及啓発の推進

9つの目標	取り組み方針	取り組み内容
目標4	取り組み方針 4-1. 国や関係自治体との連携	4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携
目標5	取り組み方針 4-2. 区民の活動を活性化する仕組みづくり	4-2-1. 区民や団体との連携 4-2-2. 生物多様性に関する活動の顕彰制度の設立
	取り組み方針 5-1. 生物多様性に関する活動の活性化	5-1-1. トラスト運動への参加の拡大
目標6	取り組み方針 6-1. 生物多様性に関する情報整理、発信の仕組みづくり	6-1-1. 生物多様性に関する情報の集約・管理と活用

9つの目標	取り組み方針	取り組み内容
目標7	取り組み方針 7-1. 生物多様性の普及啓発	7-1-1. 生物多様性を伝える場づくり 7-1-2. 生物多様性の理解を促すための普及啓発
目標8	取り組み方針 8-1. 生物多様性に関する体験・学習の場づくり	8-1-1. 学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充
	取り組み方針 8-2. 生物多様性保全の人材育成	8-2-1. 生物多様性保全に関わる人材の育成
目標9	取り組み方針 9-1. 世田谷らしい農の継承	9-1-1. 地産地消の促進と伝統野菜の継承
	取り組み方針 9-2. 歴史・伝統文化の継承と活用	9-2-1. 伝統的な自然との関わり方の継承

3. 取り組み

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

取り組み方針 1-1. 国分寺崖線の保全



(1) 趣旨

世田谷の貴重な自然環境が残された国分寺崖線とその周辺地域の良好な景観の形成および住環境の整備を図るとともに、崖線の生きものを守り育てる活動を広げます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 1-1-1】国分寺崖線を守り育てる活動の推進

学校・企業・ボランティアとの連携により崖線の生きものを守り育てる活動を拡大し、樹林や湧水を保全します。

【取り組み内容 1-1-2】国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化

国分寺崖線周辺の建築緑化の推進や生物多様性に配慮した緑化を行うように誘導します。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	国分寺崖線発見マップやホームページの活用推進、生物多様性に配慮した緑化誘導、樹林や湧水の保全再生を進めます。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	国分寺崖線の自然環境調査や、希少生物の生息・生育地の保全活動を進めます。
区民 活動団体	国分寺崖線に関するマップを活用し、崖線を散策して理解を深め、崖線の生きものを守り育てる活動へ積極的に参加します。
事業者	建築・開発行為を行う際は、みどりの基本条例などの制度を守り、実施します。また改訂を予定している「植栽ガイドブック」を活用して、生物多様性に配慮した緑化を進めます。
教育機関 研究機関	国分寺崖線の魅力を発信するため、教育活動の場として利用します。



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

成城三丁目緑地里山づくりコア会議

地域住民が明正小学校や区と協働して、「都市型の里山づくり」の保全活動をしています。



国分寺崖線発見マップ

国分寺崖線の歴史的資産や自然環境豊かな名所などを紹介するマップです。

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する



取り組み方針 1-2. 景観の保全

(1) 趣 旨

建築物や工作物などの建設行為は、地域の個性を活かした世田谷らしい風景づくりを進める上で大きな役割を担っているため、建設行為などに関わる事業者が共通の価値観を持って、世田谷の風景づくりに寄与するよう促進します。

また、地域風景資産は、道、並木、水辺など、多岐にわたるため、そこで行われている風景づくり活動も様々ですが、多くは生きものの生息空間の保全や生物多様性の普及啓発と結びついています。区民が誇りと愛着を持っている区民主体の風景づくり活動と連携して、生物多様性を保全し回復を進めます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 1-2-1】 風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮

景観法に基づく建設行為などの届出制度により、風景づくりの方針・基準に即したより良い計画となるよう指導・誘導します。

地域風景資産の選定・普及などを通じて、地域で大切にしたい風景のために活動する人の輪を広げ、世田谷全体の風景を育てていきます。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	建設行為などにおける届出制度により、風景づくりの方針・基準に沿って指導・誘導します。また、地域風景資産の選定・普及を通じて、風景づくり活動への支援を行います。
区民	世田谷風景MAPを活用し、身近な暮らしの中にある地域風景資産や生物多様性の恵みを理解し、さらに風景づくり活動にも積極的に参加します。
活動団体	
事業者	建設行為などにおいて、風景づくりの方針・基準に沿って計画、施工します。



地域風景資産（季節の野草に出会う小径）

区民参加で選定した大切にしたい身近な風景です。様々な場所で風景を育む活動が行われています。



せたがや風景MAP

地域風景資産やせたがや百景など、区内の魅力ある風景を紹介するマップです。

目標1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

取り組み方針 1-3. 河川・水辺の保全



(1) 趣 旨

河川や湧水、地下水、宙水といった水辺をまちづくりの貴重な環境資源として、水辺の保全・環境整備に取り組みます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 1-3-1】生物多様性に配慮した河川の管理

生物多様性に配慮した草刈・清掃に関する方法を検討・実施し、生きものと共生する水辺づくりを行います。

【取り組み内容 1-3-2】建設時の地下水・湧水の保全指導

地下水の涵養を図るとともに、事業者に対する湧水および地下水の保全指導を行います。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	生物多様性に配慮した河川管理や地下水・湧水の保全指導を行います。また、雨水浸透施設設置助成による地下水の涵養を進めます。
区民	雨水浸透・貯留施設を積極的に利用するなど、地下水・湧水の保全活動に積極的に取り組みます。
活動団体	
事業者	建設事業者や商店街などは、雨水浸透・貯留施設を利用するなど、地下水・湧水の保全に配慮します。
東京都	区と調整・連携をして生物多様性に配慮した河川の管理を行います。
関係自治体	



生物多様性に配慮した河川管理
(野川)

草刈の頻度や草丈を変え、様々な生きものの住処を確保する工夫をしています。



宙水に関する普及啓発
パンフレット



雨水浸透・貯留施設

雨水浸透・貯留施設を設置することで、地下水を豊かにし、都市型水害を軽減します。

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する



取り組み方針 1-4. 農地の保全

(1) 趣 旨

農地は草地としての生態系として重要ですが、宅地化が進み、減少傾向にあります。農業を支援するとともに、様々な制度を活用して農地の保全に取り組みます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 1-4-1】 農地保全の取り組みの推進

生産緑地地区の指定などにより都市農地の保全を図るとともに、農業公園の設置・活用を通して、農地の保全、良好な景観を形成していきます。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	東京都や農業関係団体と連携して都市農地の保全を図ります。また、区が取得した農地を農業公園として活用します。
区民	区やJAなどが開催する農業に関するイベントに参加し、都市における農業の理解を深めます。
国 東京都	法律と制度を活用し、農地保全を支援します。



農業公園の都市計画決定（喜多見農業公園）
農地を都市計画公園・緑地に指定することで、長期的に保全しています。



区民参加型農園（喜多見農業公園）
収穫体験やイベントを通じて、楽しみながら地産地消や農業・農地の大切さを理解していきます。

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

取り組み方針 1-5. 民有地・公共用地のみどりの保全



(1) 趣 旨

区内のみどり率は減少しており、その原因は、民有地のみどりの減少であることから、様々な制度を活用して、民有地のみどりの保全を進めます。また、公共のみどりである公園緑地を確保します。その際には、高木の保全だけではなく、草本類や草地環境の保全にも配慮します。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 1-5-1】 諸制度を活用したみどりの保全

都市計画法、都市緑地法、みどりの基本条例、環境配慮制度等の諸制度を活用するとともに、諸制度の充実・強化なども検討しながら、民有地のみどりを保全します。

【取り組み内容 1-5-2】 生きものを守り増やすための基金などによる緑地の確保

みどりのトラスト基金への寄付等の周知により、生きものが生息・生育する場としての公園緑地の確保を進めます。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	様々な制度を活用して民有地のみどりの保全を行います。また、みどりのトラスト基金や、寄付による土地を活用して、生物多様性に寄与する公園緑地を確保します。
(一財)世田谷トラストまちづくり	市民緑地や小さな森の制度により、民有地のみどりの保全を進めます。
区民	市民緑地や小さな森の制度など、民有地のみどりの保全に関する制度を活用します。また、みどりのトラスト基金の寄付などに協力し、公園緑地の確保に努めます。
活動団体	



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

特別保護区（烏山弁天池特別保護区）
樹林地や水辺地、動物生息地が一体となった土地を特別保護区に指定し、貴重な民有地のみどりを保全しています。



世田谷区みどりのトラスト基金
普及啓発パンフレット

目標2. 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもの
ネットワークを形成する

取り組み方針 2-1. 河川・水辺のネットワークづくり



(1) 趣旨

河川や湧水とそれらを取り巻くみどりは、様々な生きものの生息・生育を支える空間として重要であるとともに、生きものの移動経路としても重要です。区民が身近に親しみ、学べるよう、トンボ池などのビオトープの造成や、地域に親しまれる水辺の再生を進めていきます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 2-1-1】 河川、湧水などの水辺と周辺のみどりを活かしたビオトープづくり
子どもが水辺に親しみ、学べるよう、トンボ池などのビオトープの造成や地域に親しまれる水辺を再生します。

【取り組み内容 2-1-2】 多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備
水辺の生きものの生息・生育に配慮した河川整備を行います。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	国や東京都と連携して、水資源を活用したビオトープづくりや、水辺の生きものの生息・生育に配慮した河川整備を行います。
区民 活動団体	学校ビオトープや多自然川づくりに協力し、管理運営活動に積極的に参加します。
事業者	開発行為などで緑地空間を整備する際は、ビオトープや水辺づくりが可能かどうか検討します。
教育機関 研究機関	公共施設や民有地に整備されるビオトープを、子どもや地域に親しまれる場所として活用し、研究場所としても利用します。
国 東京都	河川整備の実施の際は、地域住民など、関係主体と連携して進めていきます。



野川緑地広場

野川沿いにある広場で、生きものの生息地、移動経路となるビオトープがあります。



せたがや水辺の楽校

NPOが主体となって、多摩川をフィールドとした体験・学習や環境学習を企画運営しています。

目標 2. 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもの
ネットワークを形成する

取り組み方針 2-2. 公園緑地のネットワークづくり



(1) 趣 旨

生物多様性に配慮した公園緑地の整備・管理を進めることで、生きものの生息・生育環境のつながり（生きものネットワーク）を高めていきます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 2-2-1】生物多様性に配慮した公園緑地の整備

生きものの生息環境の核となる公園緑地において、在来種を活用した植栽を行い、公園緑地による生きものネットワークの形成を計画的に進めます。

【取り組み内容 2-2-2】生物多様性に配慮した公園緑地の管理

生きものの生息・生育環境となる多様な空間を創出するための様々な工夫（在来種を用いた植栽、在来種の育成、剪定方法の工夫、草地の維持・創出、ピオトープづくり、落ち葉溜めの造成など）を取り入れ、管理を進めます。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	区内から区周辺の生きものネットワークを実現するため、国や東京都、近隣自治体の緑地とのつながりや生物多様性に配慮した公園緑地の整備・管理を進めます。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	自然体験や環境保全を目的とした公園緑地などの保全・運営を進めます。また、区民のボランティアグループと協働で管理活動を行っています。
区民	公園緑地における生物多様性に配慮した管理の工夫（ピオトープの管理、草丈や時期に配慮した草刈など）を取り入れる場で、管理活動に参加・協力します。
活動団体	
事業者	事業者が緑地の整備を行う際は、生物多様性に配慮した空間づくりを目指します。



国分寺崖線の生きものネットワーク
崖線には、公園緑地や河川による生きものネットワークが形成されています。



生物多様性に配慮した管理（桜丘すみれば自然庭園）
時期や頻度を変えた草刈や、剪定枝や枯れ木積みなどにより、多様な生きものの住処をつくる工夫をしています。

目標2. 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する



取り組み方針 2-3. 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

(1) 趣旨

教育施設、区民利用施設などの公共・公益施設に加え、民有地を活用して、生物多様性に配慮した緑化を積極的に推進します。その際には、世田谷の在来種の活用に努めます。

(2) 取り組み

【取り組み内容 2-3-1】生物多様性に配慮した民有地の緑化推進

専用住宅や集合住宅、商店街、道路および鉄道の沿道等の民有地の敷地空間を活用し、様々な事業とも連携して、生物多様性に配慮した緑化を推進します。

【取り組み内容 2-3-2】生物多様性に配慮した建築計画などにもとまう緑化の推進

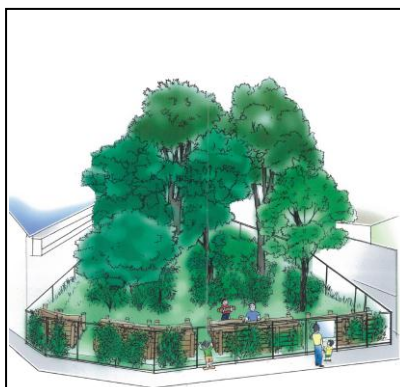
在来種を用いた緑化や多様な種類を使用した緑化を推進します。

【取り組み内容 2-3-3】生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

公共・公益施設の敷地を活用して、生物多様性に配慮した緑化を推進します。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	生きもののにぎわいを増進する観点から、「植栽ガイドブック」の改訂や緑化助成制度を見直し、生物多様性に配慮した緑化を誘導します。また、生きものを呼び込むための庭造りの工夫を紹介します。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	生きものを呼び込むための庭づくりの工夫を、冊子やパンフレットなどを通して紹介します。
区民 活動団体	個人の庭や集合住宅、店舗などの敷地で生きものを呼ぶための緑化を進め、管理を行います。
事業者	マンション開発や集合住宅を建設する際に、生物多様性に配慮した緑化を行います。商店街にも積極的にみどりを取り入れます。



生物多様性に配慮した整備・管理のイメージ

階層性を意識した在来種による植栽や、落ち葉溜めづくりなどを行います。



ビオトープ（深沢環境共生住宅）

省エネルギーや、環境調和を考えた集合住宅で、井戸を水源としたビオトープが整備されています。



植栽ガイドブックの改訂

建築に伴う緑化の際に、より質の高いみどりを生み出す参考となるようなガイドを作成します。

目標 3. 外来種および野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める

取り組み方針 3-1. 外来種や野生生物への対応



(1) 趣 旨

野生生物の個体数増加による生活被害、侵略的外来種による生態系への影響など、被害が深刻な場合には防除を実施します。野生生物との共存や外来種への認識を高めるために普及啓発を行います。特に、国分寺崖線のように在来種の貴重な生息・生育地では、外来種の侵入防止に努めます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 3-1-1】 世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施

外来種に対する区民の認識を高めるために、外来種リストの作成や侵略的外来種の区内への侵入や区外への拡散防止の対策を行います。

【取り組み内容 3-1-2】 野生生物の適正管理、普及啓発の推進

野生生物とうまく共生する方法について普及啓発を進めますが、生活被害が深刻な場合には防除活動を行います。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	生活被害を及ぼす野生生物の防除や共生に向けた普及啓発に努め、侵略的外来種や生態系被害防止外来種リスト掲載種の区内への侵入や区外への拡散を防止します。
区民 活動団体	野生生物や外来種への理解を深めるとともに、外来種の防除活動に参加します。
事業者	緑化に用いる植物はなるべく在来種を尊重します。



野生生物に関する
普及啓発パンフレット



野生生物に関する普及啓発講習会
ハチの巣対策の講習会では、生態や被害の
予防対策を学び、共生に向けた普及啓発を
行います。

目標 4. 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する

取り組み方針 4-1. 国や関係自治体との連携



(1) 趣 旨

生物多様性の取り組みを効果的に行うために、国・東京都・関係自治体と情報を共有するなど、連携して取り組みます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 4-1-1】国・東京都・関係自治体との連携

国・東京都・関係自治体と情報を共有する等、区外の自治体と連携します。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	生きものの生息状況の情報共有や生物多様性に関わる様々な取り組みを、国・東京都・関係自治体、群馬県川場村 ^{※1} と連携して取り組みます。
区民 活動団体 事業者	世田谷周辺の自然環境や生きものに関心を持ち、近隣自治体の緑地に足を運び、イベントなどにも参加します。
国 東京都 関係自治体	緑地などの創出・保全を行うことで、互いの生きものネットワークを高めます。



生きものネットワーク

ネットワークを高めるために、国・都・関係自治体と連携し、生物多様性に関する情報やイベントなどを共有します。

^{※1} 昭和 56 年（1981）年に相互協力協定を締結し、区民健康村として様々な交流事業を行っています。

目標 4. 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する

取り組み方針 4-2. 区民の活動を活性化する仕組みづくり



(1) 趣 旨

生物多様性の保全活動を進めるためには、従来からの参加主体となっているボランティアに加え、若い世代などの多様な主体の活動を活性化する必要があり、その仕組みづくりを行います。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 4-2-1】 区民や団体との連携

様々な主体の協働体制を構築するため、情報交換をする場を設けます。また、専門的な知識が必要な場合は、専門家派遣等の支援を行います。また、公共用地の生物多様性の維持管理に当たっては区民や活動団体の参画に努めます。

【取り組み内容 4-2-2】 生物多様性に関わる活動の顕彰制度の設立

生物多様性に関する取り組みが、社会全体で一般的なものとして受け入れられるよう、企業やNPO・地域の活動を支援し、優れた活動を顕彰します。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	様々な主体の協働体制を構築するため情報交換をする場の設立や、団体などの活動での困り事などに対してアドバイスが行えるように専門家派遣などの支援を行います。また、生物多様性の貢献が高い活動や模範的な事例について顕彰する制度を設けます。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	事業者や学校と連携した緑の保全活動を実施します。
区民 活動団体 事業者	生物多様性に配慮した活動により、生きものと共生する地域づくりに貢献します。



ワークショップ

様々な主体が連携できるよう、意見交換や情報共有できる場を設けます。



環境ポスターコンクール (平成28年度)

入選作品の一例

環境に配慮した暮らしの理解と関心を広げるため、小学生を対象に実施しています。

目標 5. 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす

取り組み方針 5-1. 生物多様性に関わる活動の活性化



(1) 趣 旨

世田谷の自然環境や歴史的文化遺産に対する「世田谷のトラスト運動」を生物多様性保全にも拡大し、区民の共有財産として、守り育て、次代へ引き継いでいきます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 5-1-1】トラスト運動への参加の拡大

セミナーの開催や情報発信拠点を活用して、区民に生物多様性を伝える場を提供し、トラスト運動への参加を促します。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	世田谷区は（一財）世田谷トラストまちづくりと、財団は世田谷区並びにトラスト賛助会員やボランティアなどと連携・協力し、世田谷の自然環境や歴史的・文化的環境の保全や生きものの保全活動を支える人材を育て、その輪を広げていきます。
（一財）世田谷トラストまちづくり	
区民 活動団体 事業者	生活している環境・働いている環境をより良いものにするために、生物多様性について理解を深められるよう、情報と知識が得られる機会や場を活用し、トラスト運動を支えます。



資料提供：（一財）世田谷トラストまちづくり

区民ボランティアとの連携・協力(野鳥ボランティア)
野鳥観察と生態調査により、自然環境のあり方や環境保全を考えていく基礎資料としています。

目標 6. 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える



取り組み方針 6-1. 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり

(1) 趣 旨

生物多様性に関わる取り組みを実施するためには、生きものに関わる様々な情報が集約され、誰もが活用できることが重要です。そのために、区の実施に加え、各主体が実施する継続的な調査を収集して、経年変化の把握や評価を行い、より使い勝手のよい情報として発信していきます。その際には、学校の教育活動との連携などに努めます。

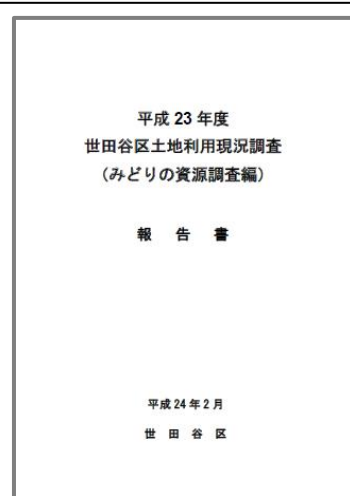
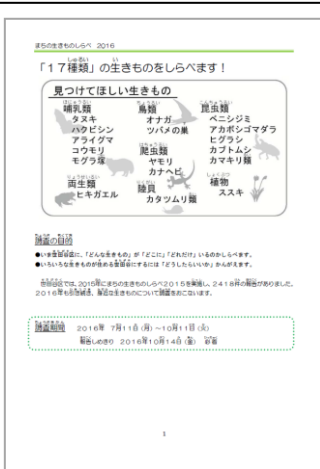
(2) 取り組み内容

【取り組み内容 6-1-1】生物多様性に関する情報の集約・管理と活用

生きものの定期的なモニタリングを実施し、世田谷の生きものの生息・生育状況を評価し、その情報を活用して普及啓発を行います。さらに、生きもの調査などを、区民参加で進めていきます。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区 (一財)世田谷トラストまちづくり	生きもの調査(定点観測)や環境調査を定期的実施し、情報を集めて発信します。
区民	生きものに関する現状を知り、生きもの調査に参加するなど、身近な暮らしの中での生きものとの関わりを感じていきます。
活動団体 事業者 教育機関 研究機関	活動の場において、生きものに関わる情報を蓄積し、地域へ情報発信を行います。



まちの生きものしらべ
身近な生きものを調査・報告して、生きものや自然環境について一人ひとりが考えていくきっかけとする区民参加の調査です。

みどりの資源調査
みどりや生きもの現状を定期的に調査・集計し、基礎資料としています。

目標 7. 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

取り組み方針 7-1. 生物多様性の普及啓発



(1) 趣 旨

区民一人ひとりが、生きものに関する知識や情報を理解し、生物多様性に配慮したライフスタイルを確立するために、生物多様性の重要性を伝える取り組みを行います。

有害鳥獣や外来種の生態や習性について、また、ペットについては人間の良きパートナーとして命を預かる責任を自覚するなど、生物多様性の普及啓発に取り組みます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 7-1-1】生物多様性を伝える場づくり

セミナーの開催や、出前講座、情報発信拠点を活用して区民に生物多様性の恵みを伝える場を提供します。

【取り組み内容 7-1-2】生物多様性の理解を促すための普及啓発

生物多様性を理解し、自発的な行動につながっていくように、区民向けのガイドブックや生きものを紹介する資料等を作成します。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区 (一財)世田谷トラストまちづくり	セミナーや講座の開催、生物多様性ガイドブックの作成などにより、区民一人ひとりに向けて、生物多様性の情報や知識を伝えます。
区民 活動団体 事業者	生活している環境・働いている環境をより良いものにするために、生物多様性について理解を深められるよう、情報と知識が得られる機会や場を活用します。
教育機関 研究機関	生物多様性の情報や知識を伝えるために、区で行うセミナー、講座への講師派遣や情報提供に協力します。



出前講座

区民や学校向けの出前講座を開催し、生物多様性の大切さを伝える。



世田谷トラストまちづくり ビジターセンター

自然環境に関する図書の展示や普及啓発プログラムの実施を行っています。



(発行：(一財)世田谷トラストまちづくり)

啓発図書「生きものを楽しむ ガーデニング」

庭やベランダに生きものを呼ぶ工夫を紹介した図書です。

目標 8. 将来にわたって恵みを楽しみ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える

取り組み方針 8-1. 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり



(1) 趣 旨

生物多様性の恵みや重要性を理解し、一人ひとりが行動するためには、身近な自然での体験が必要です。人と自然が共生する持続可能な地域社会を構築するため、区民が人と自然の関わりについて、体験し、学ぶ機会を拡充します。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 8-1-1】学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充
学校や地域と連携して、みどりのみずの学習機会を拡充します。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	フィールドミュージアムなどによる地域の自然や生きもの紹介や、ふれあい農園などによる農業・農地を身近に感じてもらえる機会や場の提供を行います。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	身近な自然や生きものへの関心や愛着を高めるために自然観察会や野鳥観察会などのイベント開催や、情報発信やボランティア活動の拠点としてビジターセンターの運営を行います。
区民 活動団体 事業者	世田谷の生物多様性が豊かな場所を知り、生物多様性に関わる学習の場やイベントを活用します。
教育機関 研究機関	公開講座、移動教室（川場村等）など、区民や子どもたちへの学習の機会を設けます。



収穫体験（ふれあい農園）

区内の農園で、野菜や果樹の収穫体験を行っています。



桜丘すみれば自然庭園ネイチャーセンター

自然解説員が常駐し、来園者に生きものの魅力などを伝えています。

目標 8. 将来にわたって恵みを享受し続けるための人材育成・教育の仕組みを整える

取り組み方針 8-2. 生物多様性保全の人材育成



(1) 趣 旨

生物多様性の恵みを将来にわたって受けるためには、若い世代を含め様々な主体が継続的に取り組んでいく必要があります。生物多様性の保全に主体的に取り組み、参加の輪を広げていく人材の育成を図ります。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 8-2-1】生物多様性保全に関わる人材育成

生きものの保全活動を支える人材を育て、その輪を広げていきます。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	生物多様性に関わる講座を開催し、生物多様性保全に関わる人材を育成します。
(一財)世田谷トラストまちづくり	世田谷トラストまちづくり大学の開催や緑地の保全活動などを通じて、区民参加の底辺を広げ、まちづくりの担い手を育成します。
区民 活動団体 事業者	生物多様性保全に関わるボランティア育成講座などに参加します。



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

世田谷トラストまちづくり大学（緑地保全コース）
現場を知り体験し考えながら、身近なみどりの保全やまちづくり活動に携わる実践者を育成しています。

目標9. 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する

取り組み方針 9-1. 世田谷らしい農の継承



(1) 趣旨

区内産農産物をより多くの区民の食卓へ提供することにより「地産地消」を定着させるとともに、多くの区民に農業に関心を持ってもらい農業・農地に対する理解や支援などの意識を醸成します。

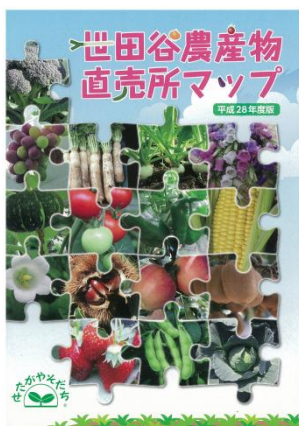
(2) 取り組み内容

【取り組み内容 9-1-1】地産地消の促進と伝統野菜^{※1}の継承

「せたがやそだち」の消費拡大による「地産地消」の推進と、伝統野菜[※]を継承します。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	「せたがやそだち」の消費を拡大するとともに、農業イベントなどによる農業・農地に対する理解や支援などの意識の醸成、伝統野菜の継承を推進します。
区民 活動団体	区内産農産物を購入し「地産地消」に貢献するとともに、農業イベントに参加します。
事業者	区内産農産物を販売し、原材料として利用するなど、「地産地消」に取り組みます。農業従事者は、新鮮な農産物の生産・提供に努めます。



世田谷農産物直売所マップ
直売所情報を地図付きで紹介し、地産地消を推進しています。



農業イベント（世田谷区農業祭）
野菜や果樹の品評会のほか、即売会や区内農産物を使用した宝船の展示などを行っています。

※1 伝統野菜とは、世田谷区内でも古くから栽培され、現在も栽培されている品種のこと。

目標9. 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する

取り組み方針 9-2. 歴史・伝統文化の継承と活用



(1) 趣旨

世田谷には、地域の歴史や文化を伝える様々な歴史的文化的な財産が伝えられています。これらは、世田谷の自然環境や生物多様性に支えられ、継承されてきました。これらを次世代に継承していくために、地域の歴史・文化への理解を深め、伝統的な文化を身近に感じることができる取り組みを通じて、郷土への愛着を高め、世田谷の豊かな歴史・文化を次世代に継承していく取り組みを進めます。

(2) 取り組み内容

【取り組み内容 9-2-1】 伝統的な自然との関わり方の継承

世田谷の地域に根ざし、受け継がれてきた歴史や文化財、史跡、伝統行事などの伝統的な文化について、文化財等とそれを取り巻く環境を一体的に保存・活用する取り組みを通じて、次世代に郷土の歴史・文化を継承していきます。

(3) 特に役割を担う主体

主体	役割
世田谷区	地域の伝統的な行事を支え、世田谷の歴史・文化を学び、体験する機会を充実し、文化財の保存・活用を進め、民家園・郷土資料館の事業を推進することにより、生物多様性に支えられた郷土「世田谷」の歴史や文化を次世代に継承していきます。
(一財)世田谷トラストまちづくり	みどりと歴史的文化遺産が一体となった身近な広場や市民緑地の利活用をボランティアや地域団体とともに推進していきます。
区民	地域ごとに開催される伝統行事や講習会、地域の文化財の保全活動に積極的に参加します。また、民家園や資料館の事業に参加し、世田谷の歴史や文化を伝えていきます。
活動団体	
事業者	



民家園の運営（岡本公園民家園）

古民家を保存・公開し、かつての世田谷の農村の生活文化を伝えています。



さぎ草講習会（若林小学校）

区の花さぎ草の講習会をまちづくりセンターや小学校などで開催しています。